特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府豊中市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、豊中市蛍池地域を中心とした住民に対して、いのちと暮らしにかかわる様々な問題等の解決の一助となる社会事業を行い、人としての尊厳を守り育み、地域コミュニティの振興と健全な発展、人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 地域安全活動
(7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　特定非営利活動に係る事業
①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
②　地域の居場所づくり事業
③　人権教育・人権学習プログラム開発事業
④　和太鼓を中心とした音楽文化活動事業
(2)　その他の事業
①　リサイクル販売事業
２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 12 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上５人以内
(2)　監事　１人以上
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 13 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 14 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に

報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 15 条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 18 条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２ 職員は、理事長が任免する。

第５章 総会

（種別）
第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)　事務局の組織及び運営
(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第 23 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第 24 条　総会は、第 23 条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第 23 条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第２項、第 29 条第１項第２号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メールでの表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 32 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 14 条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、第 32 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは招集手続きを省略することができる。

（議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 35 条　理事会における議決事項は、第 33 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 36 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第 35 条第２項及び第 37 条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 37 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電子メールでの表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第 39 条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）
第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なけ

ればならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第 47 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）
第 48 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 49 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

第 10 章　雑則

（細則）
第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　　山下　富子

理事　　大塚　幸美
同　　向井　敏雄
同　　大和　聖司
監事　　上田　若

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第　43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員会費　　入会金０円
個人会員年額 3,000 円
団体会員年額 10,000 円

(2)　賛助会員会費　　入会金０円
個人会員年額 5,000 円（１口）
団体会員年額 30,000 円（１口）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ

役職名	ふりがな 氏　名	住所又は居所	報酬の有無
理事	やました　とみこ 山下　富子	[redacted]	無
理事	おおつか　ゆきみ 大塚　幸美		無
理事	むかい　としお 向井　敏雄		無
理事	やまと　せいじ 大和　聖司		無
監事	うえだ　わか 上田　若		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ
設立代表者　　山下　富子

１　趣旨

私たちはこのたび、特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵを設立することにいたしました。

自分自身がかけがえのない存在であるということをあらためて確かめることができる―。
自分自身にとって最善の利益は何かを第一に考え、そのことを尊重することができる―。
お互いの持ち味やスキルを知ったり、身につけたり、それに磨きをかけ、それらを発揮することができる―。
他者のことを思いやり、尊重し、支えあい・助けあって生きていくことができる―。ほっと一息つくことができる。そう〝ふるさと〟のように…。
そして、ともに手を携えて、人生を全うするまで、住みつづけたいと思える―。
どこで住んでいようとも、生まれ育ったまち・蛍池を〝ぶるさと〟と胸をはって言える―。

令和の社会情勢における差別の解消は、障害者差別解消法の改正や、性的指向・性自認に関する条例制定など、様々な動きが見られます。これらの動きは、障害のある人や性的少数者など、これまで差別を受けてきた人々への配慮を促し、よりインクルーシブな社会を目指すものです。ここ、豊中蛍池でも年代や立場を超えて地域住民がつながりあうことのできる居場所を作っていくことを目的としています。

そのネットワークの核となる組織が必要ですが、個人が代表する任意団体の形での運営では、活動水準、予算規模、参加人員など、いずれをとっても対応しきれないことが明らかです。特定非営利活動法人の法人格を取得することにより、社会的信頼を得ながら社会福祉事業及び住民参加型の地域公益活動を積極的に推進し、地域住民一人ひとりのいのちと暮らしを守るため、住民と手を携えて活動していきます。

２　申請に至るまでの経過

私たちの先達は、差別に抗い、他者からの偏見等をなくすため、それらを乗り越える「新しいまちの価値」をつくるために絶え間ない努力とエネルギーを注力されました。二度の大火に見舞われても、蛍池のまちを変えるため、螢池解放会館を拠点として、次世代の子どもたちを中心に、差別や偏見にくじけないでほしい、人間としての尊厳を守り、育む活動に取り組まれてきました。

老人向けのホームに比べ障害者向けのホームが少なかった平成14年から自らの住まいを障がいのある方向けに貸し出し、介助も実施するような事業を行ってまいりました。

昭和48年4月に「教育を守る会」を設立し、子ども向けに差別と偏見を乗り越えた結びつきが持てるように児童館で人権教育を行ってきました。
平成11年から「太鼓サークル蛍」を自主運営し、「和太鼓」教室での練習を通して子どもたちにアイデンティティを確立してもらう活動も行っております。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止を余儀なくされましたが、平成30年から子ども食堂を営み、子どもだけでなく地域の方すべての居場所づくりを行ってまいりました。

これらの長年の活動で得た経験と教訓を、より安定的かつ発展的に継承していくため、令和5年9月より協議を重ね、この度特定非営利活動法人を設立する運びとなりました。法人化によってこれまでの活動を強固なネットワークとし、地域に根ざした「人権文化」の醸成に、より一層貢献してまいります。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ

Ⅰ　事業の実施方針

初年度は、当法人の知名度をあげていくことも目標に、豊中市立人権平和センターを拠点に取り組まれてきた「子育ち・子育て支援の取り組み」と連携・協働しつつ、こどもからお年寄りまでがみんなが共生していける「居場所」をめざして、高齢者の方を中心にした居場所活動を推進します。

障がいのある方と「ともに学び、ともに生きる」地域づくりの基点となるよう、障がい者のグループホームの設立と運営に着手していきます。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

１　特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【内　　容】　障がいのある方向けのグループホームの運営
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　令和８年１１月１日～令和９年３月３１日
【事業の対象者】　18 歳以上の障がいのある方
【収　　益】　4,278,400 円（保険収入@939,600 円×4 か月＝3,758,400 円、食費@100,000 円×4 か月＝400,000 円、消耗品費@10,000 円×4 か月＝40,000 円、光熱費@20,000 円×4 か月＝80,000 円）
【費　　用】　3,520,000 円（人件費@750,000 円×4 か月＝3,000,000 円、食費@100,000 円×4 か月＝400,000 円、消耗品費@10,000 円×4 か月＝40,000 円、光熱費@20,000 円×4 か月＝80,000 円）

(2) 地域の居場所づくり事業

【内　　容】　蛍池北町地域に居住する住民等を対象に交流の場を提供
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　毎月第１、第３土曜日の午前
【事業の対象者】　蛍池北町周辺の住民
【収　　益】　28,800 円（会費@100 円×12 人×24 回）
【費　　用】　24,000 円（飲食費@1,000 円×24 回）

(3) 人権教育・人権学習プログラム開発事業

【内　　容】　「蛍池地域」にまつわる様々な学習資料等について編纂等を行い、地域人権学習プログラムを提供
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　年２回
【事業の対象者】　地域住民を中心に集客
【収　　益】　4,000 円（資料代@200 円×10 人×2 回）

【費　　用】　　3,600円（消耗品費@1,800円×2回）

(4) 和太鼓を中心とした音楽文化活動事業

【内　　容】　　和太鼓の演奏活動・ワークショップの開催
【実施場所】　　豊中市内の公共施設
【実施日時】　　週１回
【事業の対象者】　地域住民を中心に集客
【収　　益】　　1,440,000円（会費@1,500円×20人×48回）
【費　　用】　　720,000円（講師謝礼@15,000円×48回＝720,000円）

２　その他の事業

(1) リサイクル事業

【内　　容】　　アルミ缶や古紙といった資源ゴミを回収し、報奨金を申請する
【実施場所】　　蛍池北町周辺
【実施日時】　　月１回
【事業の対象者】　蛍池北町周辺の住民
【収　　益】　　110,000円（55,000円×2回　※年に2回の報償）
【費　　用】　　0円

翌 年 度 事 業 計 画 書

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

特定非営利活動法人インクルひろばHOTARU

Ⅰ　事業の実施方針

次年度は、当法人の知名度をあげていくことも含めて、地域の関係団体等との連携と協力等を模索しながら、地域での居場所活動を推進していきます。

グループホームの運営では、地域の居場所活動とも連動させながら、利用する障がいのある方の自立支援、インクルーシブの地域づくりにむけた余暇活動なども工夫して取り組みます。

Ⅱ　事業の実施に関する事項

１　特定非営利活動に係る事業

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【内　　容】　障がいのある方向けのグループホームの運営
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　令和９年４月１日～令和１０年３月３１日
【事業の対象者】　18歳以上の障がいのある方
【収　　益】　12,835,200 円（保険収入@939,600 円×12 か月＝11,275,200 円、食費@100,000 円×12 か月＝1,200,000 円、消耗品費@10,000 円×12 か月＝120,000 円、光熱費@20,000 円×12 か月＝240,000 円）
【費　　用】　10,560,000 円（人件費@750,000 円×12 か月＝9,000,000 円、食費@100,000 円×12 か月＝1,200,000 円、消耗品費@10,000 円×12 か月＝120,000 円、光熱費@20,000 円×12 か月＝240,000 円）

(2) 地域の居場所づくり事業

【内　　容】　蛍池北町地域に居住する住民等を対象に交流の場を提供
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　毎月第１、第３土曜日の午前
【事業の対象者】　蛍池北町周辺の住民
【収　　益】　28,800 円（会費@100 円×12 人×24 回）
【費　　用】　24,000 円（飲食費@1,000 円×24 回）

(3) 人権教育・人権学習プログラム開発事業

【内　　容】　「蛍池地域」にまつわる様々な学習資料等について編纂等を行い、地域人権学習プログラムを提供
【実施場所】　豊中市蛍池西町１－２０－１３
【実施日時】　年２回
【事業の対象者】　地域住民を中心に集客
【収　　益】　4,000 円（資料代@200 円×10 人×2 回）
【費　　用】　3,600 円（消耗品費@1,800 円×2 回）

(4) 和太鼓を中心とした音楽文化活動事業

【内　　容】　和太鼓の演奏活動・ワークショップの開催
【実施場所】　豊中市内の公共施設
【実施日時】　週１回
【事業の対象者】　地域住民を中心に集客
【収　　益】　1,440,000 円（会費@1,500 円×20 人×48 回）
【費　　用】　720,000 円（講師謝礼@15,000 円×48 回＝720,000 円）

2　その他の事業

(1) リサイクル事業

【内　　容】　アルミ缶や古紙といった資源ゴミを回収し、報奨金を申請する
【実施場所】　蛍池北町周辺
【実施日時】　月１回
【事業の対象者】　蛍池北町周辺の住民
【収　　益】　110,000 円（55,000 円×2 回　※年に 2 回の報償）
【費　　用】　0 円

初年度　活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費（@3000円×42名）	126,000	0	126,000
賛助会員受取会費（@5000円×10名）	50,000	0	50,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	100,000	0	100,000
施設等受入評価益			0
3.受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	0	100,000
4.事業収益			
障害福祉サービス事業収益	4,278,400	0	4,278,400
地域の居場所づくり事業収益	28,800	0	28,800
人権教育・人権学習プログラム開発事業収益	4,000	0	4,000
和太鼓を中心とした音楽文化活動事業収益	1,440,000	0	1,440,000
リサイクル販売事業収益	0	110,000	110,000
5.その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計（A）	6,127,200	110,000	6,237,200
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,456,800	0	2,456,800
法定福利費	503,200	0	503,200
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	40,000	0	40,000
人件費計	3,000,000	0	3,000,000
(2) その他経費			
消耗品費	43,600	0	43,600
食材費	424,000	0	424,000
諸謝金	720,000	0	720,000
光熱費	80,000	0	80,000
その他経費計	1,267,600	0	1,267,600
事業費計	4,267,600	0	4,267,600
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計（B）	4,267,600	0	4,267,600
当期経常増減額（C）＝（A）－（B）	1,859,600	110,000	1,969,600
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計（D）	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計（E）	0	0	0
経理区分振替額（F）	110,000	-110,000	0
当期正味財産増減額			
（G）＝（C）＋（D）－（E）＋（F）	1,969,600	0	1,969,600
設立時正味財産額（H）	0	0	0
次期繰越正味財産額（G）＋（H）	1,969,600	0	1,969,600

翌年度　活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人インクルひろばＨＯＴＡＲＵ

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他事業	合計
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費（@3000円×42名）	126,000	0	126,000
賛助会員受取会費（@5000円×10名）	50,000	0	50,000
2.受取寄附金			
受取寄附金	100,000	0	100,000
施設等受入評価益			0
3.受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	0	100,000
4.事業収益			
障害福祉サービス事業収益	12,835,200	0	12,835,200
地域の居場所づくり事業収益	28,800	0	28,800
人権教育・人権学習プログラム開発事業収益	4,000	0	4,000
和太鼓を中心とした音楽文化活動事業収益	1,440,000	0	1,440,000
リサイクル販売事業収益	0	110,000	110,000
5.その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計（A）	14,684,000	110,000	14,794,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	7,240,300	0	7,240,300
法定福利費	1,699,700	0	1,699,700
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	60,000	0	60,000
			0
人件費計	9,000,000	0	9,000,000
(2) その他経費			
消耗品費	123,600	0	123,600
食材費	1,224,000	0	1,224,000
諸謝金	720,000	0	720,000
光熱費	240,000	0	240,000
その他経費計	2,307,600	0	2,307,600
事業費計	11,307,600	0	11,307,600
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計（B）	11,307,600	0	11,307,600
当期経常増減額（C）＝（A）－（B）	3,376,400	110,000	3,486,400
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計（D）	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計（E）	0	0	0
経理区分振替額（F）	110,000	-110,000	
当期正味財産増減額			
（G）＝（C）＋（D）－（E）＋（F）	3,486,400	0	3,486,400
前期繰越正味財産額（H）	1,969,600	0	1,969,600
次期繰越正味財産額（G）＋（H）	5,456,000	0	5,456,000